

【群馬県】官公需契約実績額の推移

令和6年8月23日
群馬県（産業経済部）

（単位：千円）

年度	種別	官公需契約総額	中小企業向け契約実績	新規中小企業向け契約実績	中小企業者向け比率	
		金額(A)	金額(B)	金額 (C)	金額 比率(B)/(A)	金額 比率(C)/(A)
R1	物件	14,486,817	10,462,081	19,607	72.2%	0.14%
	役務	45,992,696	33,761,766	139,456	73.4%	0.30%
	工事	83,843,639	78,494,205	43,815	93.6%	0.05%
	計	144,323,152	122,718,052	202,878	85.0%	0.14%
R2	物件	15,547,570	9,785,484	69,061	62.9%	0.44%
	役務	47,438,907	33,896,620	31,097	71.5%	0.07%
	工事	89,197,389	80,401,071	9,490	90.1%	0.01%
	計	152,183,866	124,083,175	109,648	81.5%	0.07%
R3	物件	13,246,091	9,865,171	72,323	74.5%	0.55%
	役務	49,157,379	23,845,843	83,093	48.5%	0.17%
	工事	71,687,866	63,934,638	4,378	89.2%	0.01%
	計	134,091,336	97,645,651	159,794	72.8%	0.12%
R4	物件	16,721,782	13,110,170	246,530	78.4%	1.47%
	役務	72,097,519	42,397,703	180,057	58.8%	0.25%
	工事	110,679,309	89,741,281	335,776	81.1%	0.30%
	計	199,498,610	145,249,154	762,364	72.8%	0.38%

R 5 年度…調査中

□「群馬県中小企業憲章」（平成23年6月10日制定）

□「小規模企業振興条例」（平成28年4月1日制定）

□「群馬県産業振興基本計画」（令和6年4月～令和10年3月）



- ・群馬県の事業者のうち99%は「中小企業」
- ・中小企業の持続的かつ健全な成長が「県経済の発展に不可欠」



「中小企業者に対する発注拡大の方針」を策定

【群馬県】中小企業者に対する発注拡大の方針①

令和6年8月23日
群馬県（産業経済部）

官公需における中小企業者の受注機会の増大や「働き方改革」への配慮等について、県としての具体的な取組方針を定めるもの

R6年7月策定



県平均発注率目標値：90%

＜方針の柱＞

1. 中小企業・小規模事業者への説明の徹底
2. 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）
3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
4. 適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し等への対応
5. 被災地域等における中小企業・小規模事業者への配慮
6. 新規中小企業者（スタートアップ[°]（新規創業）を含む）への配慮

「中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

＜方針の柱と概要＞

1. 中小企業・小規模事業者への説明の徹底

物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格及び納入条件等、企業が必要とする情報について、漏れなく、具体的に仕様書等に明記することにより、十分説明に努める。

2. 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組に留意しつつ、予算の繰越しや早期の発注等により、発注や納入時期の平準化や弾力化を図り、適正な納期・工期を設定する。

また、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努める。

「中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

＜方針の柱と概要＞

3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（1）事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

（2）中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等とすることを十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意する。

「中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

＜方針の柱と概要＞

4. 適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し等への対応

（1）適切な予定価格の作成

物件等の発注にあたっては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する。

競争入札においては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適切ではないことに留意するものとする。

（2）契約金額の見直し等への対応

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を見直す必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施を含め、適切に対応する。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮する。

「中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

＜方針の柱と概要＞

5. 被災地域等における中小企業・小規模事業者への配慮

自然災害等により被災するなど、地域の中小企業・小規模事業者に対して配慮する必要性が生じた場合、物件等の発注にあたっては、適切な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成等に努める。

6. 新規中小企業者（スタートアップ（新規創業）を含む）への配慮

物件等の発注にあたっては、契約の履行の確保に支障がない限り、入札等で過去の実績を過度に求めないよう配慮する。また、少額の随意契約では、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積もり先に含めるよう努める。

オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

【群馬県】官公需に係る市町村等への周知

令和6年8月23日
群馬県（産業経済部）

国（中小企業者に関する国等の契約の基本方針）

群馬県（中小企業者に対する発注拡大の方針）

- ・国の基本方針を踏まえて県方針を策定
- ・国基本方針及び県方針を周知

方針に沿った措置を
依頼

庁内全所属

周知・協力依頼

市町村
(官公需担当所属)

対外的周知

ホームページ掲載

(■群馬県の官公需)

<https://www.pref.gunma.jp/page/9897.html>